旭川市子どもの居場所づくり緊急対策事業補助金のご案内

この補助金は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮 しつつ、市内で子どもの居場所づくりの取り組みを実施する市 民団体等を支援し、困難な状態でも地域全体で子どもたちを見 守る環境づくりが継続して実施できるよう寄与することを目的 としています。



補助対象事業

■ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した方法で実施する。 「子ども食堂」「学習支援」「プレーパーク」の活動が対象となります。

(例)子ども食堂の食事の提供方法を、お弁当の配付に切り替えて実施する場合など

補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために要する次の経費が対象です。

- 食材の購入費 運搬費(お弁当代や配送料)
- ・衛生管理費(マスク、消毒液、ハンドソープ等の購入費)
- ・消耗品の購入費(使い捨て弁当容器や箸,ビニール袋等)
- 活動の周知に要する費用(チラシの印刷代等)
- ※いずれも**通常の方法による開催経費は対象外**です。(一堂に会して食事をする場合の食材費など)

補助額(上限額)

1 会場あたり 1 か月 40,000 円が上限です。

補助対象事業の要件

この補助金の対象となる活動は、子どもの居場所づくりに関する取組を実施する市民団体等が 令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した形で開催するものが対象となります。

- 1 旭川市内で開催すること。
- 2 子どもに提供する食事代は原則無料とすること。
- 3 合理的な理由がある場合を除いて、子どもの特性等によって、対象とする子どもを限定しないこと。
- 4 活動を行う上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。 (保護者了解の下、支援機関等に情報提供する場合などの場合は、この限りではありません。)
- ※なお、市の他の補助金を活用する場合は、対象外となりますのでご注意ください。

補助事業の対象者

団体・個人を問いません。



- 1 市内に活動拠点を有し、主として市内において活動する団体・個人であること。
- 2 公序良俗に反する活動を行う団体・個人でないこと。
- 3 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体・個人でないこと。
- 4 暴力団及び暴力団員でないこと。又は暴力団や暴力団員と密接な関係を有する者を構成員としている団体でないこと。



わからないこと があれば, 気軽 に連絡してね!

申請時期(令和4年度)

随時受け付けています。

事後申請はできませんので ご注意ください。

申請手続き

以下の書類が必要になります。

- 1 旭川市子どもの居場所づくり緊急対策事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 2 事業計画書(様式第2号)
- 3 補助金交付申請額算出調書(様式第3号)



様式第1~3号は、市のホームページからダウンロードできます。

旭川市ホームページ 旭川市子ども居場所づくり緊急対策事業補助金



どうぞ、お気軽にお問合せください!

〔申請先・お問合せ先〕

T070-8525

旭川市7条通10丁目 旭川市役所第二庁舎5階

子育て支援部子育て支援課

電話: 0166-25-9128 FAX: 0166-22-3275

